

# Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2025 年 6 月 1 日

## グループ通算制度で新設：開始加入時の株式等保有法人としての時価評価

### Executive Summary

- グループ通算開始加入に際して、時価評価対象の子法人のうち、通算親法人による完全支配関係継続が見込まれないものについて、その株主等において、株式等の時価評価が行われる。
- 連結納税においては無かった規定であり、忘れないように注意が必要である。
- 当該規定は、近い将来に投資簿価修正の対象になることを想定して、その含み損益を利用した租税回避を防止する趣旨で導入された制度である。

### 1. はじめに

グループ通算を開始する場合、又は通算グループに子法人が加入する場合には、一定の要件を満たさないと保有資産の時価評価が行われ、また、繰越欠損金が切捨てになる場合がある（法法 64 の 11①、64 の 12①、57⑥等）。これらの論点は連結納税制度のときからあり、広く知られていると思われる。

一方、グループ通算制度に移行してから新設された規定により、これら開始加入時に、株式等保有法人における子法人株式等の時価評価が行われる場合がある（法法 64 の 11②、64 の 12②）。

この株式等保有法人における子法人株式等の時価評価は、グループ通算制度における投資簿価修正が離脱法人の簿価純資産に等しくなるように修正を行う制度とされたことから、短期的に完全子法人化して外部譲渡することにより、譲渡損益の課税を回避することが想定され、これを阻止するために導入された制度である。

グループ通算の開始・加入における論点として、忘れないため、注意が必要である。

以下に規定の詳細を解説する。

### 2. 株式等保有法人の時価評価が行われる場合

グループ通算開始・加入に際し、株式等保有法人としての子法人株式等の時価評価が行われるのは、以下の場合である。

- 通算開始直前事業年度終了時において、グループ通算開始時の時価評価の対象となる子法人の株式等を保有する場合（法法 64 の 11②）：通算開始直前事業年度終日の属する事業年度において評価損益を計上
- 通算承認効力発生日において、通算グループ加入時に時価評価の対象となる子法人（加入後に通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合（\*1）を除く）の株式等を保有する場合：当該通算承認効力発生日の前日の属する事業年度（法法 64 の 12②）において評価損益を計上
- ただし、損益通算の規定の適用を受けない初年度離脱開始・加入子法人（\*2）及び親法人を除く（法法 64 の 11②、64 の 12②、法令 131 の 15⑤、131 の 16⑥）。

(\*1) 通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合：加入後に当該加入法人と当該通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合をいう（法令 131 の 16⑤、③）。なお、加入後に当該加入法人を被合併法人とする適格合併（当該通算親法人又は他の通算法人で当該通算親法人による通算完全支配関係が継続することが見込まれているものを合併法人とするものに限る）を行うことが見込まれている場合には、加入時から当該適格合併の直前の時まで当該完全支配関係が継続することが見込まれている場合とされる。

（\*2）初年度離脱開始・加入子法人：グループ通算開始・加入する子法人のうち、開始加入日（\*3）以後2カ月以内かつ通算初年度終了日までに親法人との間の完全支配関係がなくなり離脱するもの（法令131の15⑤、①八、131の16⑥、①六）。ただし、通算グループ内の法人を合併法人とする合併や残余財産の確定により完全支配関係がなくなるものを除く。

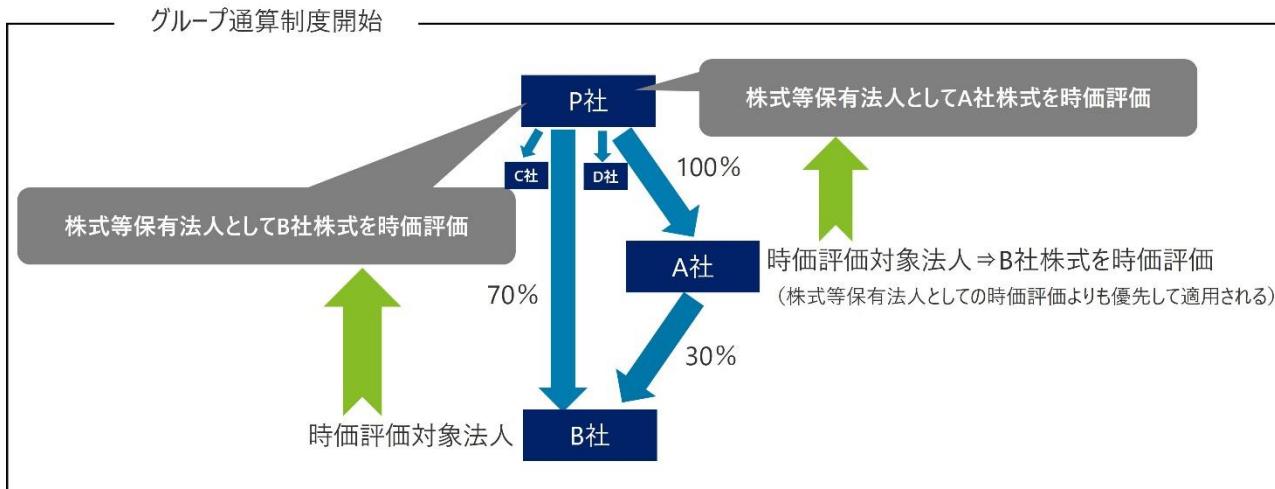
(\*3) 開始加入日：開始の場合は、親法人の最初通算事業年度開始日。加入の場合は、親法人による完全支配関係発生日（加入時期の特例（法法 14⑧一）を適用する場合には適用後の加入日）。すなわち、子法人の通算承認の効力が発生する日である。

なお、株式等保有法人がグループ通算開始加入時の保有資産の時価評価の対象になることにより、当該子法人の株式を時価評価する場合には、この開始時の保有資産の時価評価の方が優先され、株式等保有法人としての時価評価は行われない（法法 64 の 11②かつて書、64 の 12②かつて書）（規定上、開始加入時の保有資産の時価評価が優先するだけであり、当該子法人の株式等が時価評価の対象になるという結果には影響なし）。

### 3. グループ通算開始時の例

例えば、次の図の P 社グループでグループ通算を開始する場合、通算子法人となる法人 A 社と B 社について通算親法人による完全支配関係継続の見込みがなく、時価評価対象法人に該当するものとする。

この場合、P 社は、A 社及び B 社の株式等保有法人として、A 社株式及び B 社株式の時価評価が必要になる（法64 の 11②）。B 社株式を保有する A 社は保有資産の時価評価を行う中で B 社株式を時価評価する（法64 の 11①）。



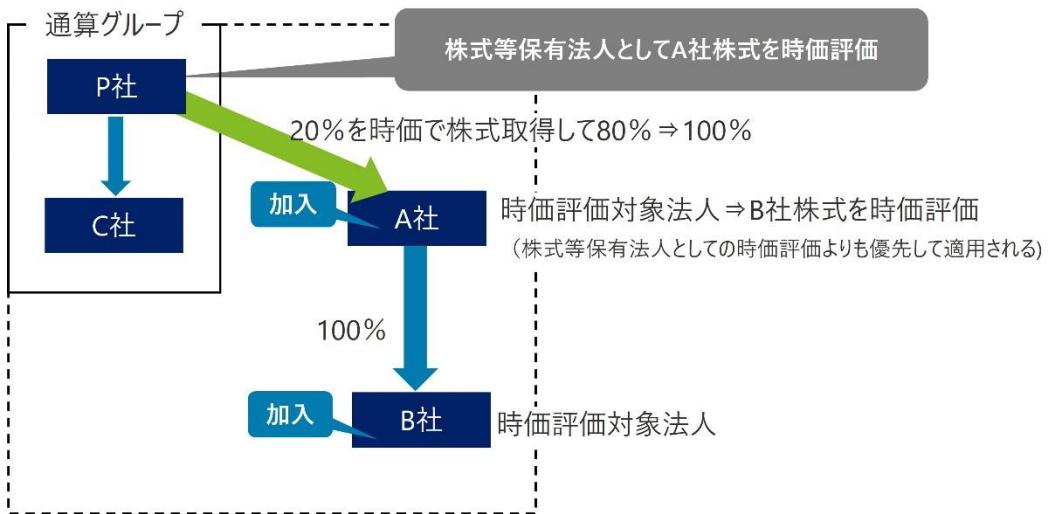
#### 4. グループ通算加入の例

グループ通算加入の例として、次の図のように、P 社グループに A 社と B 社が加入する場合を考える。

この場合、A 社と B 社が時価評価対象法人に該当し、また、通算親法人による完全支配関係継続見込みがないものとする。

この場合、通算承認効力発生日に A 社株式を保有する P 社において、その前日の属する事業年度において、その時価評価損益を計上する（法法 64 の 12②）。ここで、P 社は従来 A 社株式の 80%を保有しており、20%を時価により株式取得して 100%化しているため、20%は既に時価となっており、結果的には 80%相当額について株式等保有法人としての時価評価が行われる。

A 社におけるB 社株式の時価評価について A 社の通算加入直前事業年度において、A 社の保有資産の時価評価を行う過程で行われる（法法 64 の 12①）。



## 5. おわりに

以上、グループ通算制度開始加入に際し必要となる、株式等保有法人としての子法人株式等の時価評価について解説した。

複雑な規定ではないが、連結納税においては無かった規定であり、忘れないよう、注意が必要である。

前述のとおり、当該規定は近い将来に離脱して投資簿価修正の対象になることを想定したものであり、投資簿価修正とセットで考慮することになると思われる。

(東京事務所 大野 久子)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

令和 7 年度税制改正トピックス [www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関する義務を課しますが拘束されることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他の法人または関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、バンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたりて活動を展開しています。“Making an impact that matters”をババ（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301